

『道の駅しもにた』再整備に伴うプロデュース及び設計業務委託 — プロポーザル実施要領 —

1. 目的

下仁田町は、群馬県の南西部に位置し、関東平野と中部山岳地の中間にあることから、古来より商品物流の要所として発展してきた町で、特産物には町の名を冠した『しもにた葱』をはじめ、蒟蒻などがあり、その名は全国的にも名の通る存在である。

近年では、2014年に世界遺産登録された『富岡製糸場と絹産業遺産群』の構成資産である国指定史跡『荒船風穴』をはじめ、特異な地質を活かしたジオパークなど、自然と文化が融合する地域となっている。

平成15年には、町を東西に横断する国道254号線沿いに『道の駅しもにた』を設置し、ドライバーの休憩施設、観光情報発信、特産物直売所として運営してきた。

当道の駅は、隣接する『世界遺産 富岡製糸場』と隣県観光地の軽井沢との中間に位置し、シーズンには多くの観光客で賑わいを見せる一方、町が行った商圈調査では、現在の売り上げの数倍の購買力を有していることが明らかになり、現状の販売体制の改善が求められている。

また、近年の多機能である他の道の駅からみても隔たりがあり、町では現施設の再編や改修を含めた再整備を行い、『道の駅しもにた』を核とした地方創生を模索している。

このようなことから、道の駅として道路利用者に快適な休憩と質の高いサービスの提供、地域資源を生かした販売体制の強化、地域住民同士のふれあいや都市部との交流の場等を整備し、施設全体を向上させるため、道の駅及び道の駅に準ずる施設（以下「道の駅等」という。）の管理運営について豊富な経験や幅広い知識を有し、販売施設設計についても実績と柔軟かつ高度な発想力や設計技術力をもつ事業者を、「下仁田町委託業務に関するプロポーザル方式実施要綱」に基づき、公募型プロポーザル方式により提案を要請し、選定することを目的とする。

2. 業務概要

- (1) 業務名称 「道の駅しもにた」再整備に伴うプロデュース及び設計業務委託
- (2) 業務内容 「道の駅しもにた」の再整備に関するプロデュース業務、及び道の駅指定管理者へのマネジメント業務、並びに新規販売施設建設や既存施設改修工事に必要となる設計業務であり、業務内容の詳細は「道の駅しもにた」再整備に伴うプロデュース及び設計業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (3) 履行期間 契約締結の日から平成29年2月28日まで
- (4) 委託金額 本業務の予算上限額は22,356,000円（消費税込）以内とする。

3. 発注者等

- (1) 発注者 下仁田町
- (2) 事務局 下仁田町役場 観光課 整備係
〒370-2601 群馬県甘楽郡下仁田町大字下仁田682番地
TEL 0274-64-8805 FAX 0274-82-5766
E-mail kankou@town.shimonita.lg.jp

4. 審査委員会

審査は、「道の駅しもにた」再整備に伴うプロデュース及び設計委託業務にかかる委託業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し行う。

5. 選定方式

プロポーザル参加意向申出書（以下「参加申出書」という。）及び技術(企画)提案書を求め、提案内容等について、一次審査及び二次審査により総合的に比較検討し、最適な優先交渉権者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）で選定する。

(1) 一次審査（書類審査）

参加申出書を審査し、上位3者以内を二次審査の対象者として選定し、技術(企画)提案書を要請する。

(2) 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

審査委員会は、二次審査の対象者から提出された技術(企画)提案書について、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、優先交渉権者1名を選定する。

6. 審査基準

(1) 一次審査（書類審査）

評価項目	評価事項
業務実施体制 に関すること	同種又は類似業務等の実績
	業務の実施体制
	技術者の経歴及び実績

(2) 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

評価項目	評価事項
技術(企画)提案 に関すること	業務の理解度及び業務の実施方針及び取組体制等
	提案内容の的確性・具体性・実施性・継続性等
	特に重視する提案内容や設計上の配慮等
プレゼンテーション に関すること	業務実施体制及び技術(企画)提案等に関するプレゼンテーションの積極性・適格性等

7. 参加資格

本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、参加申出書の提出期限（提出期限の末日）から契約締結までの全期間に渡り、次に掲げる参加資格の要件を全て満たしていること。

【A】単独企業で参加する場合

- (1) 群馬県内において、道の駅又は道の駅に類似する施設※1（以下「道の駅等」という。）について、プロデュース・マネージメント・設計等の実績を有すること。

※1. 道の駅に類似する施設とは、高速道路等のPA及びSA、地域農産物等の販売施設、ドライブイン、道路等の休憩施設等をいう。

- (2) 仕様書に定める業務内容を遂行できる能力を有すると認められること。
- (3) 関東1都6県のいずれかに本店、支店又は営業所を有すること。
- (4) 下仁田町及び群馬県の工事請負業者指名停止規則に基づく指名停止期間中でないこと。
- (5) 法令その他の重大な違反（過去から現時点まで）が無いこと、会社・団体が起訴された事実が無いこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）第18条、若しくは第19条の規定による破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (8) 本手続きへの参加の希望を表明する書類の提出の時点において、国税及び地方税の滞納がないこと。
- (9) 下仁田町暴力団排除条例の第2条第1号に規定する暴力団、及び同条第2号並びに第3号に規定する暴力団員でないこと。
- (10) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により、一級建築士事務所登録を受けている者であること。

【B】共同事業体（コンソーシアム）で参加する場合

- (1) 次に掲げる要件に応じ、それぞれに定める条件を満たしていること。

ア. 共同事業体の構成員の要件

【A】単独企業で参加する場合に掲げる（2）から（10）の条件を満たしていること。

イ. 共同事業体の構成員の組合せ要件

構成員のいずれもが単独企業での参加者、又は他の共同事業体の構成員でないこと。

8. 業務従事者

- (1) 管理技術者※1又は主任技術者※2は、建築士法に規定する一級建築士の資格を有していること。
- (2) 管理技術者及び主任技術者はそれぞれ1名であること。
- (3) 主たる分担業務の分野を再委託しないこと。
- (4) 設計にあたって発注者と綿密な打ち合わせを行い、十分意見を反映した設計が行えること。

※1.「管理技術者」とは、「建築設計業務委託契約書」(平成10年10月1日建設省厚契発第37号)第15条の定義による。

※2.「主任技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

9. 実施スケジュール

内 容	期日等
公告	平成28年5月24日(火)
プロポーザル参加意向申出書の作成に関する質問の受付期限	平成28年5月27日(金) 午後5時まで
プロポーザル参加意向申出書の作成に関する質問への回答	平成28年6月1日(水)
プロポーザル参加意向申出書の提出期限	平成28年6月7日(火) 午後5時まで
一次審査(書類審査)	平成28年6月13日(月)
技術(企画)提案書の提出要請	平成28年6月14日(火)
技術(企画)提案書の作成に関する質問の受付期限	平成28年6月17日(金) 午後5時まで
技術(企画)提案書の作成に関する質問への回答	平成28年6月22日(水)
技術(企画)提案書の提出期限	平成28年6月28日(火) 午後5時まで
ヒアリング要請	平成28年6月下旬
二次審査(ヒアリング)	平成28年7月上旬
審査結果通知	平成28年7月上旬
随意契約	平成28年7月中旬

10. プロポーザル参加意向申出書に関する質問の受付及び回答

(1) 受付方法

プロポーザル参加意向申出書に関して質問がある場合は、質問書（様式第 11－1）を作成し、**3.（2）**の事務局に電子メールで提出すること。

(2) 受付期間

平成 28 年 5 月 24 日（火）から平成 28 年 5 月 27 日（金）午後 5 時まで。

(3) 回答方法

平成 28 年 6 月 1 日（水）に一括して質問回答書（質問者名は不記載）としてとりまとめ、下仁田町ホームページに掲載する。

(4) その他

ア. 質問の内容は、プロポーザル参加意向申出書の作成に関するもののみとし、その他の内容については回答しない。

イ. 上記に定める以外の方法による質問、及び受付期間以外の質問については回答しない。

ウ. 質問者間の公平性を欠くと認められる内容の質問については回答しない。

エ. 質問に対する回答は、本業務における実施要項の追加又は修正とみなす。

11. プロポーザル参加意向申出書の提出

(1) 提出書類及び部数

本業務のプロポーザルに参加する場合は、参加申込みにかかる下記の書類を提出すること。

ア. プロポーザル参加意向申出書（様式 1）

イ. 会社概要及び業務実績（様式 2－1）

ウ. 業務実績における具体的説明（様式 3）

エ. 業務実績表（様式 4）

オ. 業務の実施体制（様式 5）

カ. 予定技術者の経歴等【管理技術者】（様式 6－1）

キ. 予定技術者の経歴等【主任技術者】（様式 6－2）

※共同事業体（コンソーシアム）で参加する場合は、構成員の（様式 2－2）及び（様式 3）並びに共同事業体（コンソーシアム）構成表（様式 7）も必要

ク. 提出部数は**正本 1 部**（代表者印の押印）、**副本 3 部**（副本は複写で可）

(2) 提出期間

平成 28 年 6 月 1 日（水）から平成 28 年 6 月 7 日（火）午後 5 時まで

(3) 提出方法

持参の場合は、閉庁日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時までに **3.（2）**の事務局に提出すること。郵送の場合は、簡易書留郵便により提出期限内に必着のこと。

12. 技術(企画)提案書の要請

参加者から提出された参加申出書を審査し、選定された二次審査の対象者に対して、「提案資格確認結果通知書」及び「プロポーザル関係書類提出要請書」を平成28年6月14日（火）までに通知し、技術(企画)提案書の提出を要請する。

また、二次審査の対象とならなかった者に対し、その旨を通知する。

13. 技術(企画)提案書に関する質問の受付及び回答

(1) 受付方法

技術(企画)提案書に関して質問がある場合は、質問書（様式第11－2）を作成し、**3. (2)**の事務局に電子メールで提出すること。

(2) 受付期間

平成28年6月14日（火）から平成28年6月17日（金）午後5時まで。

(3) 回答方法

平成28年6月22日（水）に一括して質問回答書（質問者名は不記載）としてとりまとめ、下仁田町ホームページに掲載する。

(4) その他

ア. 質問者の提出者は、提案資格を認めた者のみとする。

イ. 質問の内容は、技術(企画)提案書の作成に関するもののみとし、その他の内容については回答しない。

ウ. 上記に定める以外の方法による質問、及び受付期間以外の質問については回答しない。

エ. 質問者間の公平性を欠くと認められる内容の質問については回答しない。

オ. 質問に対する回答は、本業務における実施要項の追加又は修正とみなす。

14. 技術(企画)提案書の提出

(1) 提出書類及び部数

本業務のプロポーザルに関し、技術(企画)提案書の提出を要請された者は、提案書にかかる下記の書類を提出すること。

ア. 提出意思確認書（様式8）

イ. 技術(企画)提案書（様式9）

ウ. 業務の実施方針・計画・具体的提案（様式10）

※提出の意思が無く辞退する場合は（様式8）にその旨を記載し提出する。

エ. 提出部数は**正本1部**（代表者印の押印）、**副本9部**（副本は複写で可）

(2) 提出期間

平成28年6月22日（水）から平成28年6月28日（火）午後5時まで

15. プレゼンテーション及びヒアリング

技術(企画)提案書の提出があった者に対し、二次審査の対象者として要請する。

審査委員会は審査会を開催し、技術(企画)提案書についてプレゼンテーション及びヒアリングを行い、優先交渉権者1名を選定する。

- (1) 日 時 平成28年7月上旬
- (2) 場 所 下仁田町役場
- (3) 出席者 管理技術者(総括責任者)を含め3名以内とする。
- (4) 内 容 提出された提案書等に基づき行い、追加資料等は認めない。
- (5) 所要時間 プレゼンテーション20分以内・質疑応答10分以内
- (6) 結果通知 参加者全てに結果を記載した通知を後日送付する。
- (7) その他 詳細は別途通知する。

16. 費用負担

本プロポーザルに関する提出物の作成経費、及びプレゼンテーション等に係る費用はすべて提出者の負担とし、参加報酬(報償費)等は支払わない。

17. 契約

審査により選定された優先交渉権者と本業務の契約交渉を行うものとする。

ただし、優先交渉権者が辞退、その他の理由で契約ができない場合は、次点と契約の交渉を行うものとする。

本業務の委託料については本町の算定した予算上限額以内とし、随意契約により業務委託契約を締結する。

なお、共同事業体の場合は、コンソーシアム協定書を契約書に添付すること。

18. プロポーザルの不成立

11. (2) の提出期限までに参加意向申出書の提出がない場合、又は辞退等により 14.

(2) の提出期限までに要請者から技術(企画)提案書が提出されない場合は、本プロポーザルは不成立とする。

19. 失格要件等

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出された参加意向申出書関係書類、及び技術(企画)提案書等の提出方法、内容に虚偽の記載及び事実と異なることが判明した場合。
- (2) 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない場合。
- (3) 審査の公平性に影響がある行為があったと認められる場合。
- (4) 提案にあたり著しく信義に反する行為等、審査委員長が失格であると認めた場合。

20. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円にする。
- (2) 提出された参加意向申出書関係書類、及び技術(企画)提案書等の差し替えや再提出は認めない。
- (3) 提出された参加意向申出書関係書類、及び技術(企画)提案書等は返却しない。
- (4) 提出された関係書類は、特定を行う作業に必要な範囲において複写する。
- (5) 参加意向申出書関係書類に記載した管理技術者(総括責任者)及び主任技術者は、原則として変更できない。ただし、町長がやむを得ないと認める場合であって、同等以上の能力を有する技術者であると認める場合は、この限りでない。
- (6) 契約書の作成については、委託業者選定後、契約時に作成する。
なお、契約及び手続きは、下仁田町契約規則に従い行う。
また、選定された技術(企画)提案書の内容等によって、仕様書の一部を変更した上で契約を締結する場合がある。
- (7) 審査に対する異議申し立てはできないものとする。